

ASAHI NEWS

令和8年10月10日
第199号

朝日税理士法人 城南支社
TEL: 03-3700-3331
FAX: 03-3700-8942
<http://www.asahitax.jp>



■■■ 10月の主な予定 ■■■

税務・会計

11月 2日 : 個人住民税 (普通徴収分、第3期分) の納期限 : 市町村の条例で定める日

経営・経済

10月12日 : 国際通貨基金(I M F) ・世界銀行の年次総会 (バンコク、18日まで)

10月13日 : シーテック2026 (16日まで)

10月23日 : 全国消費者物価指数発表 (総務省)

10月29日 : 貿易統計発表 (財務省)

10月29日 : 日銀金融政策決定会合 (30日まで)

10月29日 : 7～9月期の米GDP速報値発表 (米 : 商務省)

10月30日 : 鉱工業生産・出荷・在庫指数速報発表 (経産省)



非上場会社の株式の相続評価見直し②

令和8年9月16日に、取引相場のない株式の評価に関する有識者会議の第6回が開催されました。今回の会議では残余利益方式の算式や残余利益方式によらない特定の評価会社の範囲などを中心とした議論がなされ、全体像が少しずつではありますが見えてきています。

前回の9月号に続き、10月号でも有識者会議の内容を取り上げます。



残余利益方式（加算期間を5年とした場合）

<計算式> ①直前期末の簿価純資産 ②企業の収益獲得能力 しんしゃく率

$$\text{評価額} = \{ DO + RI1/(1+re) + RI2/(1+re)^2 + RI3/(1+re)^3 + RI4/(1+re)^4 + RI5/(1+re)^5 \} \times a$$

純資産 DO = 直前期末（0期）の純資産

残余利益 RI_t = t 期（1～5期）の残余利益

配当 B = 過去5年間の年平均配当金額

還元率 re = 株主（出資者）が通常期待する収益率

利益 C = 過去5年間の年平均利益金額

〈残余利益の計算方法〉

純資産 D_t = t 期末（1～4期）の純資産

$$RI1 = C - (DO \times re)$$

株主が通常期待する収益
= 企業が株主に払うべきコスト

利益 = (前期（0期）の簿価純資産 × 期待収益率)

$$D_t = D_{t-1} + C - B$$

・・・ $RI2$ 以降も同様に計算

(陶器の純資産 = 前期の純資産 + 利益 - 配当)

$RI > 0$ の場合、

企業は株主の期待を上回る利益（残余利益）を上げている

特定の評価会社の対象範囲

類型	会社例	残余利益方式によらず純資産価額方式等により評価することが妥当と考えられる理由
① 株式の価値の大半を保有資産の価値が占めると考えられる会社	資産管理会社 (資産保有特定会社)	・単に資産の保有・管理することを主たる目的とする（と認められる）会社については、その資産増殖能力を考慮することなく、純資産価額により評価することが最も適当。 ・個人で資産を保有する場合の評価との均衡を図る必要。
② 評価通達における残余利益方式での評価が技術上困難と認められる会社	組織再編直後の会社	・残余利益方式による将来予測は過去の損益計算書の実績値から紐づけて行うが、組織再編後の会社としての将来予測に必要な実績値が確認できない場合には、残余利益方式により評価することが困難であり、純資産価額により評価することとしてはどうか。（ただし、一定の合理的な予測が可能な場合は、残余利益方式により評価することが妥当）
	開業後5年未満の会社	・開業後5年未満の会社は、将来予測に必要な実績値が確認できないことから、残余利益方式により評価することが困難であり、純資産価額により評価することとしてはどうか。（仮に将来予測をした場合であっても、実績に基づかない予測による評価は困難と考えられ、企業を新たに取得することを前提にした価額、つまり、新規に事業を開始した場合と同等の価値を算定するという考え方によるのが合理的ではないか）
	開業前の会社	・事業実施がなく、事業継続の前提で評価するのではなく、評価時点で当該会社を再設立するとした場合のコスト面から評価を行うことが妥当。（開業後5年未満の会社と同様）
③ 残余利益方式の前提である継続企業の前提に疑義がある会社	休業中の会社	・今後事業を再開するか含めて不確実であり、事業の継続を前提とした残余利益方式により評価することが適さず、純資産価額により評価することが妥当。
④ 残余利益方式の前提である継続企業の前提を欠いている会社	清算中の会社	・清算中の会社は、継続を前提とした残余利益方式による評価ができず、清算分配見込額により評価することが実態にかなう。

第7回の会議は10月に開催される予定で、純資産価額方式、還元率、配当還元方式といった論点の議論が想定されます。次回以降の会議の内容にも引き続き注目です。

※上記に関する詳細につきましては、当社担当者へお問い合わせ下さい。

2年限定！「飲食料品の消費税率が1%」に引下げへ

令和8年9月15日、「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」が閣議決定されました。物価高への対応及び中低所得層の支援(就業者負担軽減支援金)の令和11年度の本格導入までのつなぎとして、飲食料品の消費税率が引下げられる予定です。

制度の概要とスケジュール

物価上昇への対応として、**2年間に限り**、軽減税率の対象となっている飲食料品に係る消費税率が**1%**(現行:8%)に引下げられる予定です。



項目	内容
実施期間	令和9年4月1日～令和11年3月31日(2年間)
対象範囲	現行の消費税軽減税率(8%)対象の飲食料品(※1)
税率	1% (国税0.78%+地方消費税0.22%)

税率1%引下げ実施後の消費税率の区分一覧	
10%(標準税率)	外食、酒類、医薬品・医薬部外品など
8%(軽減税率)	新聞の定期購読分(週2回以上発行)
1%(軽減税率)	テイクアウト(※2)、出前・宅配、お菓子・生鮮食品等の飲食料品

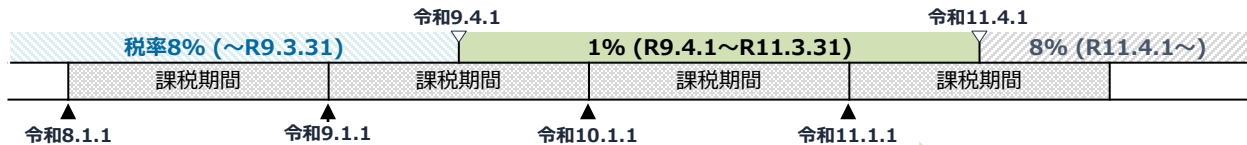
※1 外食(ケータリング等を含む)や酒類などは対象外(税率10%)のままとなります。

※2 イートインかテイクアウトかの判定は、提供時点での顧客への意思確認等により行われます。

本則課税(実額計算)への移行特例

免税事業者や簡易課税事業者は、税率の引き下げで還付を受けるために一般課税(本則課税)に移行したくても、届出書の提出期限(前課税期間の末日)を過ぎていると一般課税(本則課税)に移行できないため、次の特例が設けられます。

【個人事業者・12月決算法人の特例のイメージ】



本来は免税または簡易課税のままだが、本則課税に移行可能

※届出書提出；免税事業者：「課税事業者選択届出書」/ 簡易課税事業者：「簡易課税制度選択不適用届出書」

【移行特例】

- ① 「令和9年4月1日の属する課税期間の末日まで」に届出書を提出⇒「前課税期間の末日」に提出したものとみなす。
- ② 「令和9年4月1日の属する課税期間」から本則課税に移行(簡易課税の2年間継続適用の縛りも解除)

簡易課税制度の特例

簡易課税制度は、売上税額にみなし仕入率を乗じて仕入税額を計算するため、実際の仕入税額が売上税額を上回っても還付を受けられず、納税額が発生してしまいます。そこで、事務負担への配慮と本則課税との公平性の観点から、業種区分にかかわらず、売上税額と同額を仕入税額として控除し、飲食料品の納税額がゼロとなる特例が設けられます。

【例】小売業(みなし仕入率80%) 飲食料品の売上1,000(税抜)、その他の売上1,000(税抜)とした場合の比較(その他は標準税率10%)

区分	現行(税率8%)	税率を1%引下げのみ	減税+特例あり
飲食料品の納付税額	16(売上80 - 仕入64)	2(売上10 - 仕入8)	0(売上10 - 仕入10)
その他区分の納付税額	20(売上100 - 仕入80)	20(同左)	20(同左)
合計納付税額	36	22	20(現行比▲16)

特例による
みなし仕入税額
(売上税額と同額)
= 納税額ゼロ

中間申告の特例

中間申告を行っている事業者のうち、税率の引き下げで納税額が減少する事業者は、前年の実績に基づく中間申告税額が過大になることが見込まれるため、**令和9年4月1日以後に開始**する中間申告対象期間について、税率1%で再計算した前年税額に基づく中間申告を可能とする特例が設けられます。

- ・簡易課税事業者が行う飲食料品の販売は、税率引下げ開始時(令和9年4月1日以後)において、簡易課税制度の特例(売上税額と同額の仕入税額を控除する特例)の適用があるものとして計算できます。
- ・令和11年4月以後の中間申告は、税率8%で再計算した前年税額に基づく中間申告を可能とする特例が設けられます。

税率変更に伴う経過的な取り扱い

令和9年1月1日前に締結した定期供給契約や、同日前に販売条件の提示・申込みを受けた通信販売については、令和9年4月1日以後に行われる飲食料品の譲渡であっても、引き続き税率8%が適用される特例が設けられます。

【注】令和8年9月15日閣議決定の大綱に基づく内容です(法案は未成立)。今後の国会審議等により変更される可能性があります。